

2018年2月9日

商品類型 No.157「給水栓 Version1.0」認定基準
商品類型 No.158「節水器具 Version1.0」認定基準
の部分的な改定について

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

1. 改定の経緯、概要

建物の省エネルギー基準を示した「建築物エネルギー消費性能基準」や「低炭素建築物認定基準」では、節湯タイプの水栓（節湯 A1:手元止水機構、節湯 B1：小流量吐水機構、節湯 C1:水優先吐水機構）が位置付けられている。本基準では、それらを参考にして試験方法等を定めているが、平成 29 年 9 月 20 日に改正された JIS B2061（給水栓）において、節湯水栓に関する定義、構造、試験方法が新たに追加されたことを受け、参照先等を JIS B2061:2017 に統一するべく改定を行う（内容に変更はない）。

2. 改定箇所

3. 用語の定義

小流量吐水機構を有する水栓（節湯 B1）	浴室シャワー水栓において、 JIS B2061:2017 における 5.16 に規定する小流量吐水性能をもつ 国立研究開発法人建築研究所「住宅・建築物の省エネルギー基準及び低炭素建築物の認定基準に関する技術情報(住戸の設計一次エネルギー消費量算定方法)」 に規定されている 「小流量吐水機構を有する水栓の適合条件」 を満たす 節湯水栓 (シャワー部を含む)。
----------------------	--

4. 認定の基準と証明方法

4-1.環境に関する基準と証明方法

4-1-1.省資源と資源循環

表 2 節水性能の基準

I:節湯水栓(節湯 B1)	<p>次の要件 a)を満たすこと。</p> <p>a) JIS B 2061:2017 の附属書 D (規定) に定められた小流量吐水性能の試験方法国立研究開発法人建築研究所「住宅・建築物の省エネルギー基準及び低炭素建築物の認定基準に関する技術情報(住戸の設計一次エネルギー消費量算定方法)」に定められた試験方法で吐水力を測定し、その値が次の①または②のいずれか一つに適合していること。</p> <p>① 流水中に空気を混入させる構造を持たないもの : 0.6 N 以上</p> <p>② 流水中に空気を混入させる構造を持つもの : 0.55 N 以上</p>
---------------	--

3. 改定日 : 2018 年 3 月 1 日

以上